



未熟児養育医療費の給付を申請される方へ



【制度について】

この制度は、出生体重が2,000グラム以下または身体機能が未熟と医師が判断し、入院養育の必要を認めたお子様に医療費の給付を行うものです。

【申請期限】

出生日から1か月以内(入院中)にこども家庭センターまたは東保健相談センターの窓口までお越しください。1か月以内に退院される場合は、入院中に申請してください。

【申請の流れ】

申請書類を審査し給付が決定しますと、養育医療券が交付されます。審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りません。

養育医療券の有効期間は養育医療意見書に基づいています。最長で1歳の誕生日の前々日までとなります。養育医療は入院治療が対象ですので、退院後の通院や再入院は対象外となります。

【申請時の必要書類、持ち物】 □…必ず必要 △…場合により必要

★申請日の日付は職員が確認してからご記入いただきますので、ご自宅で記入される方は空欄のままをお願いします。

□	①養育医療給付申請書	申請者（保護者）の方が記入してください。
□	②養育医療意見書	主治医に記入、押印してもらってください。
□	③世帯調書	申請者(保護者)の方が記入してください。お子様を含む世帯全員分をご記入ください。
□	④委任状（福祉医療費受領委任）	申請者（保護者）の方が記入してください。
□	⑤福祉医療費受給者証	委任状（福祉医療費受領委任）に番号を記載します。
□	⑥健康保険証	・ 国民健康保険の場合・・・お子様の名が入った保険証 ・ 国民健康保険以外の場合・・・被扶養者および、お子様の名が入った保険証（保険証が交付されていない場合、健康保険被保険者資格証明書等をお持ちください。） ※R6.12.2～新規保険証発行終了後は以下のもので医療保険の加入を確認します。 ・ 保険者から交付された「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」 ・ マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等
□	⑦マイナンバーカード 世帯全員分	マイナンバーカードがない場合は、個人番号通知書、個人番号記載の住民票でも可。
□	⑧母子健康手帳	
△	⑨市町村民税を確認できる書類 (各務原市の課税情報で確認できない方のみ提出)	市外から転入された方で各務原市で課税されていない方は、対象課税年度の1月1日に住所のあった市町村で書類の交付を受けて下さい。 世帯の中で、市町村民税が課せられている方全員の証明書が必要になります。 ※1 【各務原市の課税情報で確認できない方】 【市町村民税を確認できるもの一覧】 (裏面参照)
□	⑩申請者(保護者)の本人確認ができるもの	本人確認ができるもの a 顔写真付の官公署発行のもの1点 (例) マイナンバーカード・運転免許証など
△	申請者以外が申請する場合、委任状（代理人申請用）と代理人の本人確認ができるもの	b 顔写真のないもの2点 (例) 健康保険証・通知カードなど

裏面あります

※1 【各務原市の課税情報で確認できない方】

	申請月	住所地
☐	今年の1月～5月の場合	前年の1月1日時点で各務原市に住所がない方
☐	今年の6月～12月の場合	今年の1月1日時点で各務原市に住所がない方

Yes

【市町村民税を確認できるもの】

申請月		提出書類（下記のうちいずれか1点）	
4月～5月	6月～3月		
前住所地で 前年度分の 書類(前々 年度の所得)	前住所地で 今年度分の 書類(前年 度の所得)	☐	所得課税証明書 配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額、外国税額控除額が明記されているもの
		☐	市民税・県民税 納税通知書
		☐	市民税・県民税 公的年金特別徴収税額決定通知書



【お問合せ先】

各務原市こども家庭センター

TEL 058-383-1116

東保健相談センター

TEL 058-379-7888